



# 環境アセスメントに係るお知らせ

KAWASAKI CITY

平成23年11月29日

川崎市環境影響評価に関する条例第22条第2項に基づき株式会社東京機械製作所玉川製造所再開発計画に係る条例見解書の写しの縦覧を次のとおり行います。

※「条例見解書」とは、条例環境影響評価準備書に係る市民意見等に対する指定開発行為者の見解を示したものです。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京都港区芝五丁目26番24号 株式会社 東京機械製作所 代表取締役社長 芝 則之</li> <li>東京都新宿区西新宿二丁目4番1号 新宿NSビル 住友不動産 株式会社 代表取締役社長 小野寺 研一</li> </ul>
	指定開発行為の名称	株式会社東京機械製作所玉川製造所再開発計画
	指定開発行為の種類	高層建築物の新設（第1種行為）・住宅団地の新設（第2種行為） 商業施設の新設（第1種行為）・大規模建築物の新設（第1種行為）
	指定開発行為を実施する区域	川崎市中原区新丸子東三丁目1135番1他
	指定開発行為の目的	集合住宅の新設及び商業施設の新設
	指定開発行為の内容	区域面積：約37,200㎡ 延べ面積：約210,000㎡ （A-1地区 約106,000㎡、B-1地区 約104,000㎡） 建物高さ：A-1地区 約31m、B-1地区 約185m 計画戸数：約770戸 計画人口：約2,400人
	指定開発行為の施行期間	着手予定：平成24年 3月 完了予定：平成27年11月
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間：平成23年11月29日（火）から 平成23年12月28日（水）まで （土曜日、日曜日及び祝日は除きます。） 時間 川崎市：午前8時30分～午後5時まで 横浜市港北区役所：午前8時45分～午後5時まで 横浜市役所：午前8時45分～午後5時15分まで 上記期間中、本市ホームページにて標記見解書の内容を御覧になれます。 <a href="http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess/assess.htm">http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess/assess.htm</a>
	縦覧場所	川崎市：中原区役所及び本庁（環境局環境評価室） 横浜市：港北区役所及び横浜市役所（環境創造局政策調整部環境影響評価課）
	条例公聴会の開催について	<ul style="list-style-type: none"> <li>条例準備書関係住民から条例公聴会の開催申出があった場合で市長が必要と認めるときは、その開催について公告します。</li> <li>条例公聴会開催申出書の提出期限：平成23年12月28日（水）まで（郵送の場合は12月28日消印有効）</li> <li>申出書の用紙：それぞれの縦覧場所に用意しています。</li> </ul>
	申出書提出先・問合せ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：044-200-2156
今後の手続きの流れ	条例公聴会開催の申出がある場合 ① 条例公聴会の開催 ② 川崎市環境影響評価審議会での審議 ③ 条例審査書の公告 ④ 条例評価書の公告	申出がない場合 市長が意見を聴こうとする事項について意見を述べる事ができます。 環境影響評価の内容を審議し、その結果を市長に答申します。 上記審議会からの答申を基に、環境の保全の見地から市長意見を記載した書類を公告します。 条例審査書を基に、条例準備書の記載内容を再検討した上で、事業者の見解を記載した書類を公告します。